

特記仕様書

1. 委託名 由利地域振興局福祉環境部浄化槽維持管理業務委託
2. 業務目的 浄化槽法第8条による保守点検及び同法9条による清掃
3. 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 場所 由利本荘市水林408 由利地域振興局福祉環境部
5. 対象物件 合併処理浄化槽（沈殿分離槽＋接触ばっ気方式） 81人槽
6. 業務内容
 - （1）清掃：年1回
 - （2）保守点検：年4回（1回/3月）
 - （3）臨時点検（事故発生時等の点検等）：随時
 - （4）法定の方法による記録・報告
7. 業務責任者の設置
 - （1）業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
 - （2）業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。
8. 留意事項
 - （1）関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
 - （2）清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、関係法令を遵守し、適切に処理すること。
 - （3）契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）（別添）及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。なお、標準仕様書第3章3及び4は、本業務に適用しない。